健水発第0321001号 平成20年3月21日

各都道府県水道行政担当部(局)長 殿

厚生労働省健康局水道課長

給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律(平成8年法律第107号)により改正された水道法(昭和32年法律第177号。以下「水道法」という。)により、給水装置工事主任技術者の国家資格を創設するとともに、統一化、明確化された指定要件の下、給水装置工事事業者を指定する制度を法定する、給水装置工事に関する規制緩和が行われたところである。

改正後の水道法の施行から 10 年を経過したことから、有識者による検討会及び厚生科学 審議会生活環境水道部会において、施行の状況について検討、審議を行い、現行制度が水 道の適正を確保する上で重要な役割を果たしていると評価された一方、改善を要する課題 が示され、その解決の方向が取りまとめられた。

貴職におかれては、貴管下の水道事業者に対して、下記に示した課題と解決の方向を踏まえて所要の措置を講じ、給水装置工事事業者の指定制度をより適正に運用いただくよう 周知・指導方よろしくお願いする。なお、厚生労働大臣認可水道事業者に対しては別途通知していることを申し添える。

記

1. 指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施

給水装置工事の施行に当たっての手続きや工事上の条件、事業に変更等があった場合の 水道事業者への届出など、指定給水装置工事事業者の遵守事項に的確な対応がなされてい ない事例等がみられることから、指定給水装置工事事業者による適正な給水装置工事の施 行の確保に資するため、水道事業者においては、必要に応じて水道事業者間の連携を図り つつ、指定を行った指定給水装置工事事業者の代表者(ここでは、自社内の周知や教育を 適切に実施できる者をいう。)に対して必要な情報の提供等を行う講習・研修を定期的に実 施するよう努め、その実施に合わせ、水道法第25条の7に基づく指定給水装置工事事業者 からの届出に遺漏がないか等の確認にも努められたいこと。こうした講習・研修に含まれるべき内容としては、次の事項が挙げられる。

- (1)水道法令における給水装置に関連する規定の再確認
- (2)給水装置に関連する行政や法令の動向に関する情報
- (3)給水装置に関する事故事例と防止のための留意事項
- (4)需要者への給水装置の維持管理等に関する普及啓発の実施に関する事項
- (5)水道事業者から需要者に提供する指定給水装置工事事業者の情報に関する事項
- (6)水道事業者が定める配水管の分岐から水道メーターまでの工事上の条件の改定情報 なお、社団法人日本水道協会において、水道事業者における円滑な講習・研修の実施に 寄与するため、講習・研修用のテキストの作成等が行われているので、必要に応じ活用さ れたい。

2. 給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施

給水装置工事主任技術者をはじめ給水装置工事に従事する者の技術力の低下を懸念する 指摘がみられることから、給水装置工事主任技術者等の給水装置の施行技術の向上を図る ため、指定給水装置工事事業者において、水道法第 25 条の8及び同法施行規則第 36 条第 4号の規定に従い、給水装置工事主任技術者等が進展した施行技術等の習得を行える研修 の機会が適時確保されることが必要である。水道事業者においては、指定給水装置工事事 業者が外部機関の研修会への参加等による給水装置工事主任技術者等の研修の機会を適切 に確保するよう、助言、指導に努められたいこと。こうした研修に含まれるべき内容とし ては、次の事項が挙げられる。

- (1)給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- (2)給水装置の事故事例と対策技術
- (3)給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
- (4)給水装置工事主任技術者の職務と役割

なお、財団法人給水工事技術振興財団において、給水装置工事主任技術者等に技術情報 の提供等のため研修が行われるので、申し添える。

3. 需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供

指定給水装置工事事業者に関する情報の不足に起因し、需要者が給水装置の修繕工事を依頼する際等に問題が生じた事例が報告されていることから、水道事業者としての公共性に留意した上で、需要者が工事を依頼する指定給水装置工事事業者を選定する際の参考となる情報を理解しやすい形式、入手しやすい方法で提供するよう努められたいこと。なお、当職においても、こうした情報提供に当たっての参考例について検討を進めており、取りまとまり次第、各水道事業者等に送付することとしている。

4. 指定給水装置工事事業者の取消しの処分基準の整備

指定給水装置工事事業者の指定取消しについては、水道事業者においてあらかじめ処分 基準を定め、これに従い指定取消しを行うよう求めているところであるが、水道事業者に よって処分基準が大きく異なることは適当ではないため、標準的な処分基準例の提示を求 める指摘がある。水道事業者等からのこうした指摘を踏まえた標準的な処分基準例が社団 法人日本水道協会によって作成されており、これらも参考としつつ、必要に応じ処分基準 の見直し等を行い、指定給水装置工事事業者の指定の取消し当たってはその公平な実施に 努められたいこと。

5. 各主体からの啓発・広報活動の充実

給水装置の維持管理の責任区分や重要性、指定給水装置工事事業者制度の趣旨や概要など、需要者が知っておくべき情報に関して、水道事業者はじめ、給水装置の工事事業者や製造者における啓発・広報活動の充実、積極的な情報発信が求められるところであり、水道事業者においては、水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第5号に基づき、需要者に対して定期的に情報の提供を行われたいこと。

6. 適切な配管技能者の確保

水道法施行規則第36条第2号に規定する、配水管から分岐して給水管を設ける工事等の 施行における「適切に作業を行うことができる技能を有する者」については、平成9年8 月11日付け衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知の第4の5の(2)に より、「配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の配水管から給水管 を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業に ついて、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよ う、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施すること ができる者」としているところであり、具体的には、水道事業者等によって行われた試験 や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)、 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士及び同法第24条に規定する都道府県知事 の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者、財団法人給水工事技術振興財団が実 施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者等が想定されるが、いずれの場合も、 配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要が ある。水道事業者においては、配水管の分岐部から水道メーターまでの工事を施行する場 合に「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が適切に従事または監督を行うよ う、指定を行った指定給水装置工事事業者に対する助言、指導に努められたいこと。

なお、水道事業者が、配水管の分岐部から水道メーターまでの配管作業に従事する者の 要件として、上記の内容を供給規程等に盛り込むことについては差し支えないが、特定の 資格を有しているか否かではなく、実際に必要な技能を有しているか否かにより判断すべ きものであるので、その運用にあたっては、特定の有資格者に限定することのないよう留 意されたいこと。

また、「適切に作業を行うことができる技能を有する者」を養成するための機会を引き続き確保し、その養成確保により、配管工事に従事する者全体の技能の確保・向上につなげることが求められることから、水道事業者においては、指定給水装置工事事業者に対し社内でも技能養成の機会の確保に努めるよう助言、指導されたいこと。